

住民主体の復興活動による地域創生を目指して ～ 参加型支援「復興応援隊」の結成 ～



宮 城 県
平 成 2 4 年 4 月

地震・被害の状況

■地震の状況(気象庁発表)	
発生	平成23年3月11日(金)14時46分
震央地名・深さ・規模	三陸沖(北緯38度06.2分・東経142度51.6分)・深さ24km・M9.0
各地の震度(宮城県)	7(栗原市)、6強(栗原市・石巻市・登米市・大崎市 等)、6弱(栗原市・登米市・大崎市・岩沼市 等) 等

■宮城県の地盤沈下の状況(平成23年4月28日国土交通省発表)		
地盤沈下	石巻市渡波-78cm、気仙沼市唐桑町-74cm 等	
海拔0m以下の面積	56km ²	(3.4倍に増加)
大潮の満潮位以下の面積	129km ²	(1.9倍に増加)
過去最高潮位以下の面積	216km ²	(1.4倍に増加)

■宮城県の津波の状況			
津波の高さ	石巻市鮎川 8.6m 等(気象庁発表、津波計等による最大の高さ)		
	気仙沼市中島海岸、南三陸町志津川 21.6m 等(宮城県津波痕跡調査)		
浸水面積 (平成23年4月18日国土地理院発表、 〔 〕は6県62市町村の浸水面積合計)	327km ²	[561km ²]	※浸水面積は6県全体の約6割に相当

■宮城県の被害の状況(平成24年4月6日現在) ※〔 〕は全国(警察庁発表、平成24年4月4日現在)			
死者数	10,152人 (関連死を含む)	[15,856人]	※人的被害・住家被害は全国の約6割に相当
行方不明者	1,616人	[3,084人]	
全壊	84,633棟	[129,489棟]	
半壊	147,168棟	[255,625棟]	
被害額	9兆 904億円	[約16兆9,000億円]	平成24年4月10日現在、継続調査中 〔 〕は全国の被害額で、平成23年6月24日内閣府推計

震災復興計画の策定状況・復旧・復興事業費

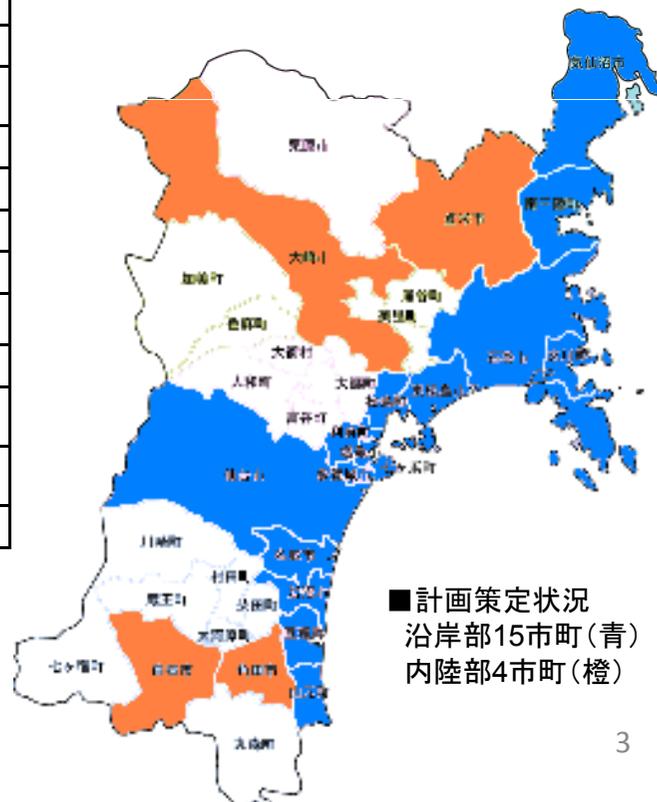
自治体名	策定時期	計画期間	「減災」に関わる事業
宮城県	H23年10月	H23～32	津波避難施設の整備など
沿岸 15市町	仙台市	H23年11月	多重防御、集団移転
	石巻市	H23年12月	集団移転
	塩竈市	H23年12月	防潮堤の整備、幹線道路に堤防機能を付与、避難路の整備など
	気仙沼市	H23年10月	集団移転、避難ビルを併設した高層階への居住
	名取市	H23年10月	集団移転、多重防御、高台避難場所の確保など
	多賀城市	H23年12月	多重防御
	岩沼市	H23年 8月	多重防御、沿岸部に避難場所の確保など
	東松島市	H23年12月	多重防御、集団移転、避難場所等の確保
	亘理町	H23年12月	多重防御、集団移転
	山元町	H23年12月	多重防御
	松島町	H23年12月	防潮堤のかさ上げ、避難路の強化など
	七ヶ浜町	H23年11月	多重防御
	利府町	H23年12月	避難場所の確保など
	女川町	H23年 9月	集団移転、避難場所・避難ビルなどの整備
	南三陸町	H23年12月	集団移転、避難路や避難施設の整備
内陸 4市町	白石市	H23年 9月	
	角田市	H23年 8月	
	登米市	H23年12月	
	大崎市	H23年10月	

県は、平成23年10月に今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定した。

また、県内の19市町村では、平成23年12月までに震災復興計画を策定した。

沿岸の市町では、災害に強いまちづくりを目指して、住宅地の高台移転や多重防御による大津波対策などを計画している。

なお、今後10年間の復旧・復興事業費として、県・市町村あわせて約12.8兆円が必要であると見込んでいる。



県・市町村をあわせた復旧・復興事業費総額は
12兆8,300億円 (民間負担分を除く、現時点での見込み)

復興への取組状況

項目	取組状況
①被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の避難所は全て解消し、仮設住宅約2万1千戸、民間賃貸借上住宅等約2万7千戸へ入居。 ・「サポートセンター」を中心に仮設住宅入居者への見守り活動等で支援。 ・被災者の心のケアに対応するため、「みやぎ心のケアセンター」を設置。 ・民間賃貸借上住宅入居者に対して健康実態調査を実施。
②災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸のがれきの発生量は約1,569万トン(被災3県の発生量の約7割)。県内4つのブロックで3年以内(H26年3月まで)の処理完了を目指す。 ・散乱したのがれき類はほぼ撤去済みだが、家屋解体のがれき類の搬入完了は今年度末の見通し。処理・処分したのがれきの量は126万トンで、全体の約8.1%。(4月9日現在)
③復興まちづくり・住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮城県復興住宅計画」を策定。平成27年度までの5年間で約15,000戸の災害公営住宅を整備予定。7市町で災害公営住宅の事業が開始している。 ・災害に強いまちづくりに向けて集団移転事業や土地区画整理事業について検討中。
④商工業等の再建	<ul style="list-style-type: none"> ・「グループ補助金」制度を活用して、1,100者以上の被災企業が復旧に取り組む。 ・二重ローン対策では「産業復興相談センター」で相談活動を実施し、3月末で1,200件以上の相談実績。「産業復興機構」による債権買取りは3月に5件の実績。 ・「復興特区制度」を活用した民間投資の促進。県と市町村の共同申請のほか、市町村単独でも申請。
⑤農林水産業の再建	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の排水能力は震災前の約8割まで回復。約13,300haの農地のがれき処理の進捗率は約95%。浸水した農地14,300haのうち、1,150haで除塩対策を実施。 ・H23の水稻の作付け面積は66,400ha(前年比90%)、野菜の作付面積は8,593ha(前年比90%)。 ・県内142漁港のうち、応急修繕が必要な104漁港の仮設工事は完了。被災前に稼働していた約1万隻の漁船は約4割が復旧。震災後の魚市場の水揚げは約3割まで回復。 ・地盤沈下は漁業活動に大きな支障となったが、応急工事で暫定的な水揚げが可能となった。国の災害復旧事業で本格的な災害復旧工事を実施中。
⑥雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時には推定11万2千人の方々が失業や休業状態にあったが、現在は4万7千人程度にまで減少。 ・国からの交付金を活用した「緊急雇用創出事業」で緊急的な雇用を確保。 ・産業復興支援策と連動して雇用面から支援を行う「事業復興型雇用創出事業」を活用して、より安定した雇用の創出に努める。

地域の復興を支援する施策



○ 支援に必要な要素

〈要素1〉 意欲的支援者機能

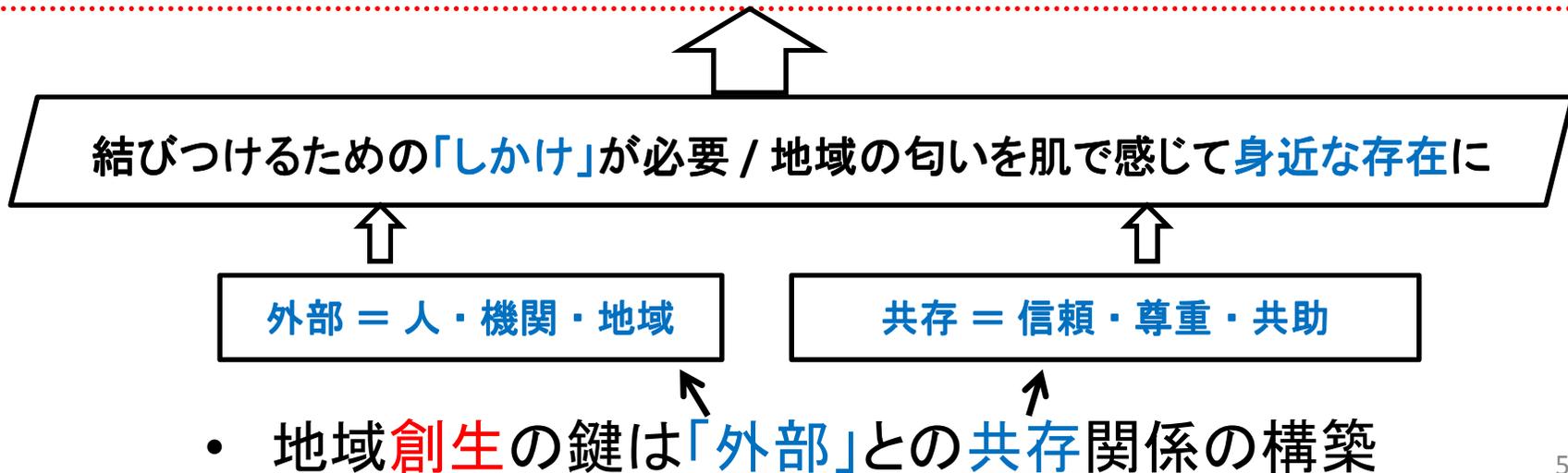
住民主体の地域復興活動促進のために触媒としての役割を担う人材の育成と活動支援

〈要素2〉 総括的アドバイス組織

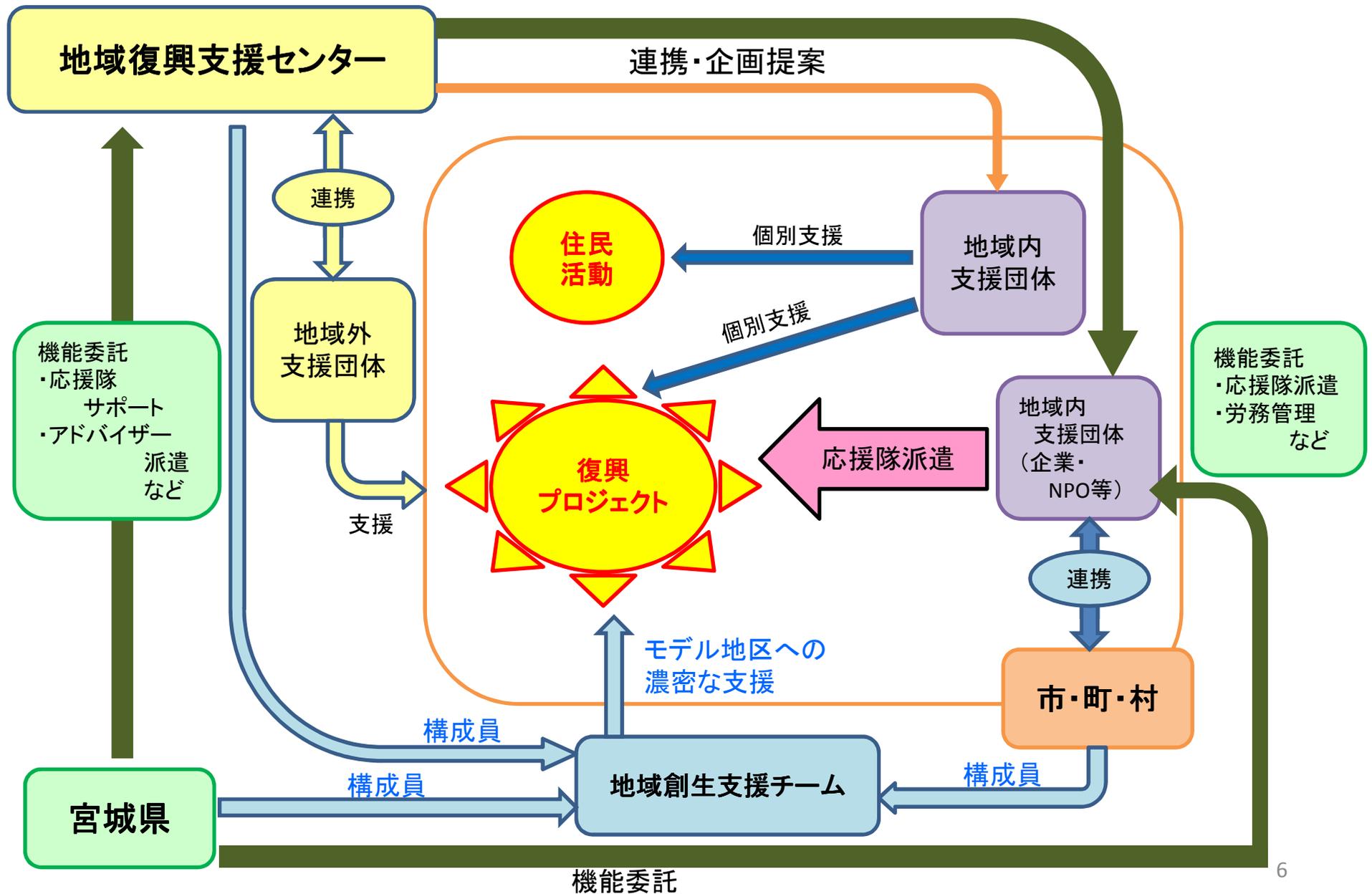
多角的な視点から状況把握を行い、課題整理の上、新たな資源投入や関係者間調整などの行動に移行できるシステムの構築

〈要素3〉 地域課題支援機能

地域の活動のステップアップに向けて、プランづくりや実践活動を支援（モデル事業化）



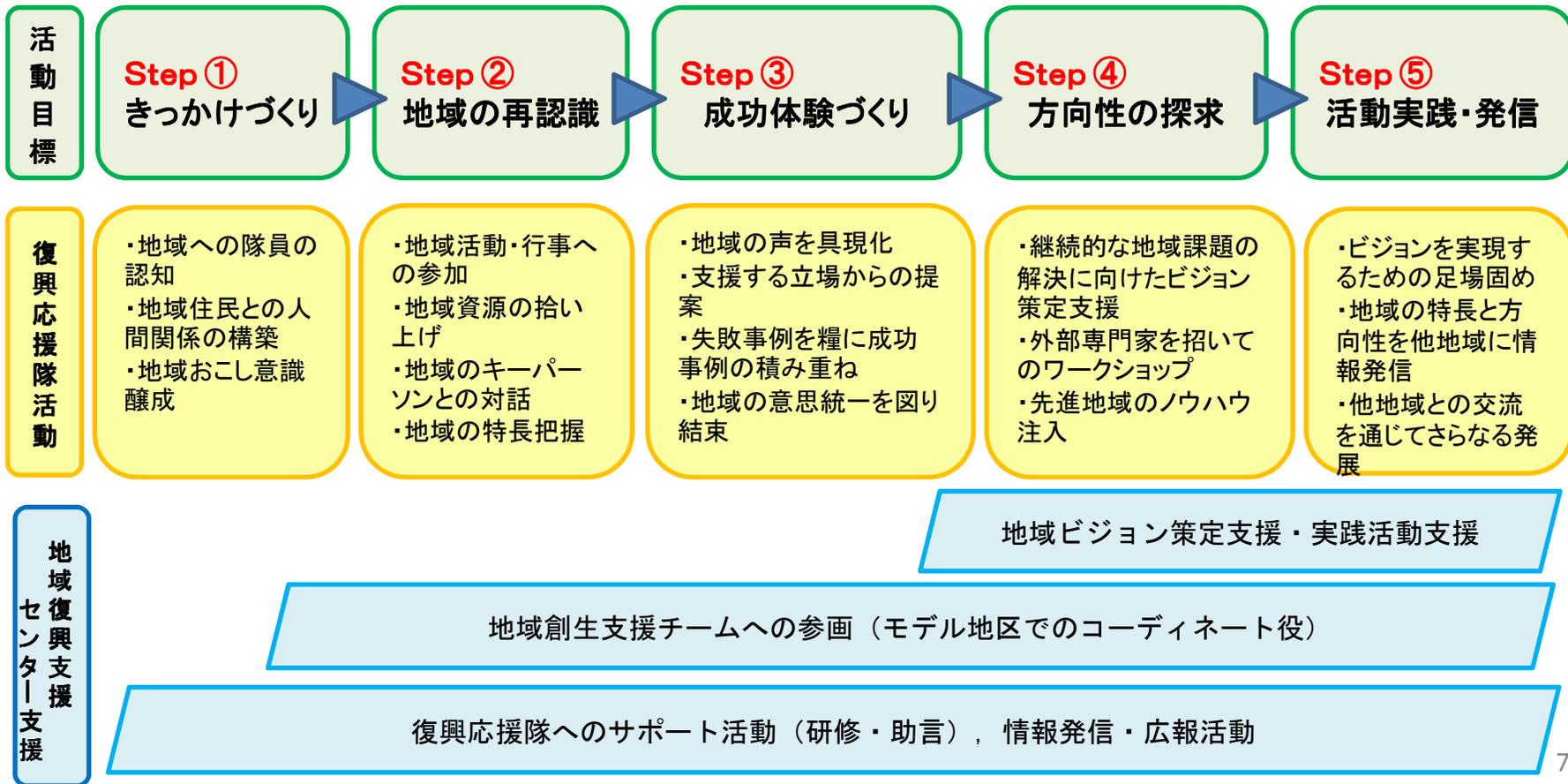
支援に必要な要素の具体化



地域創生までの復興支援プロセス



- ・ 資金的な支援より人的支援重視
- ・ 住民自身で動き出す雰囲気づくり
- ・ 人的支援に加えて活動に対する資金支援
- ・ 持続可能な長期的取組のベースづくり



〈要素 1〉

「復興応援隊」の結成

被災地の実情に応じた住民主体の地域活動（以下、「復興プロジェクト※」という。）の推進を支援するため、復興に意欲的に取り組む人材を地域内外から公募し、「復興応援隊」を結成する。

「復興応援隊」は、被災地域の復興プロジェクト実現に向けた活動を行う。

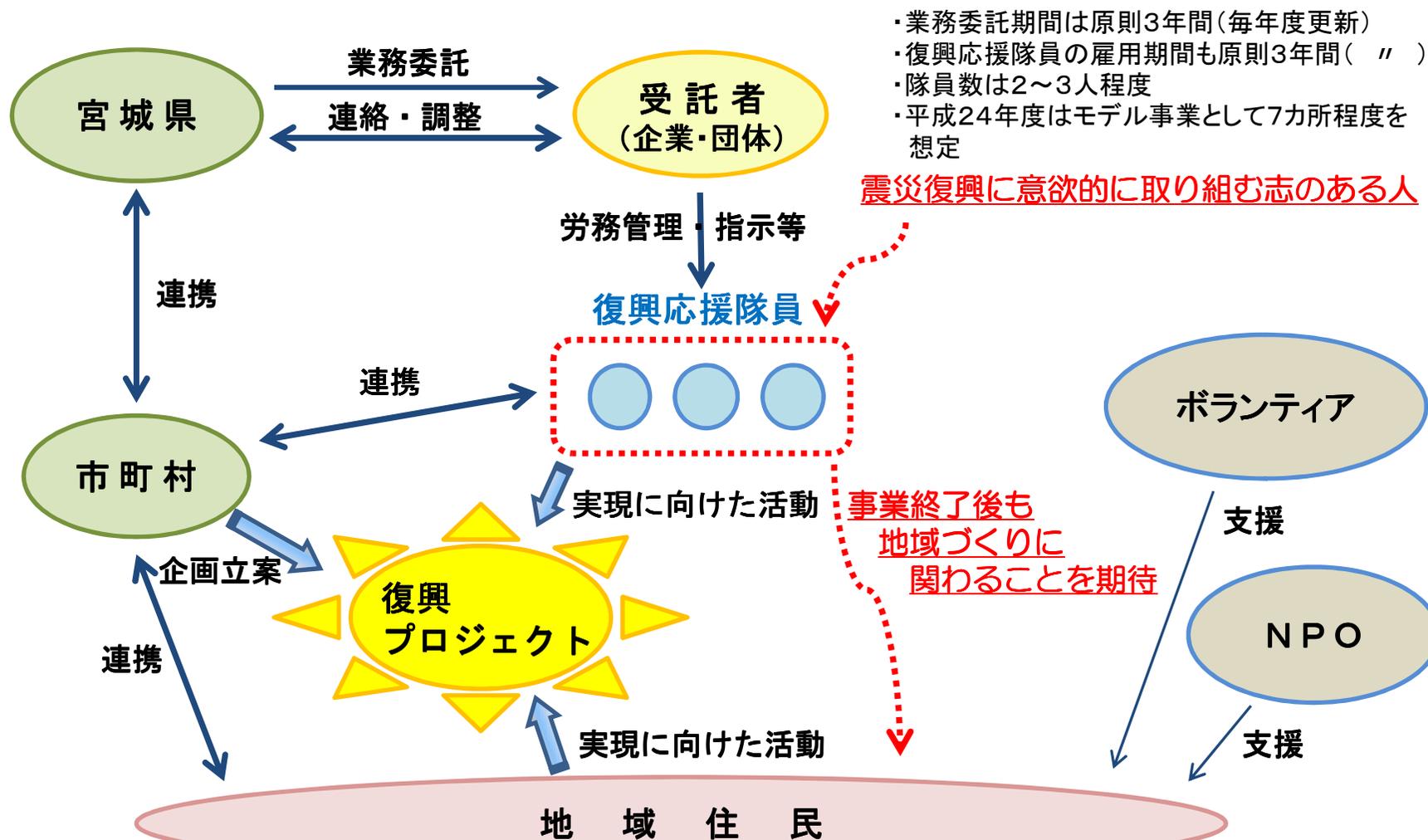
※復興プロジェクトの例示

- ・住民主体のまちづくり（地域の絆づくり、地域の活性化）
- ・産業振興や観光振興（コミュニティビジネスの創出、仕事おこし）
- ・伝統文化行事の再開（伝統文化の継承、お祭りの復活）
- ・子ども・子育て支援（遊び場の確保、学習支援）
- ・福祉のまちづくり

 地域事情やニーズに応じて真に必要な復興プロジェクトを設定

「復興応援隊」のスキーム

取組のスキーム



「復興応援隊」の流れ

取組のフロー

1 復興プロジェクトの策定

・被災市町村は、被災者の生活支援やコミュニティ再構築支援、観光を含めた地域産業振興など、地域の実情に応じて必要とされる取組を「復興プロジェクト」として策定。

2 復興応援隊の設置

- ・県は、復興応援隊員の雇用の受け皿となる企業・団体と業務委託契約を締結。
- ・受託者は、事業要望被災市町村に隊員を派遣（被災市町村内か隣接市町村への居住が必須）
- ・隊員は、市町村の支援のもと、地域への「目配り」として、地域の巡回、状況把握等を行う。



3 復興プロジェクトの実行

- ・隊員は、市町村と協力し、住民とともに、復興プロジェクトの実現に向けて活動。
（※復興プロジェクトの例：地域産業の活性化、歴史・伝統文化の継承、共助地域社会の実現など）



住民主体の復興活動 ・ 震災復興に意欲的な人材の育成

〈要素 2〉

地域復興支援センターの設置

○背景

広域かつ多岐にわたる復興に向けた取り組みへの支援の必要性

- ・ 東日本大震災では県内全域が被災し、被災状況も地域により異なる。
- ・ 被災地域での復興に向けた取組内容やスピード感は多種多様
- ・ 被災者から必要とされる支援内容も地域により異なり、また時間の経過に伴い変化
- ・ 震災復興に携わる地域住民、行政、NPO、ボランティア、企業等のそれぞれの立場により目的や活動内容が異なり、調整を要する場面あり

○目的

多角的な視点から状況把握を行い、課題整理の上、新たな資源投入や関係者間調整などの行動に移行できるシステムを構築

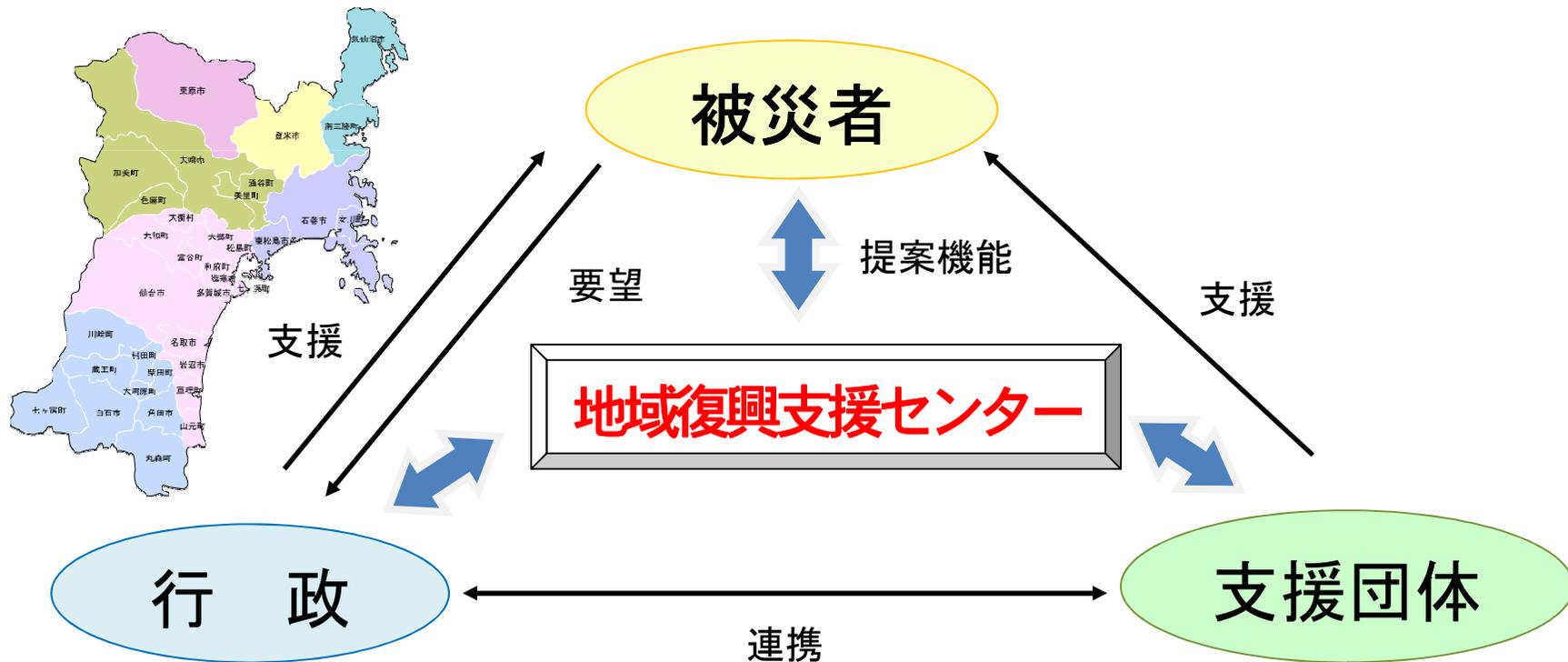
- ・ 被災者支援策の充足度や復興活動の進捗状況を広域的に捉えて俯瞰し、現状分析を客観的に行った上で課題を整理し、必要とされる対応策を提案
- ・ 様々な主体と均等な距離を保ち、相互理解を得られるよう働きかけるクッション的な役割
- ・ 被災地域の実情に応じた狭いエリアでの特定目的の支援も実施

地域復興支援センターの設置

○位置づけ

被災地域の立場で判断し，提案できる機関

- ・ 行政と被災者及び支援団体との間を取り持つ第四の中立的な立場で客観的な判断のもと復興に必要な施策を企画提案



「復興支援員」制度について

制度の概要

(1) 目的

被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る

(2) 実施主体

被災地方公共団体(※)

(※)東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・222市町村)

(3) 設置根拠等

被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱

(4) 期間

概ね1年以上最長5年

(5) 総務省の支援(2011年度～)

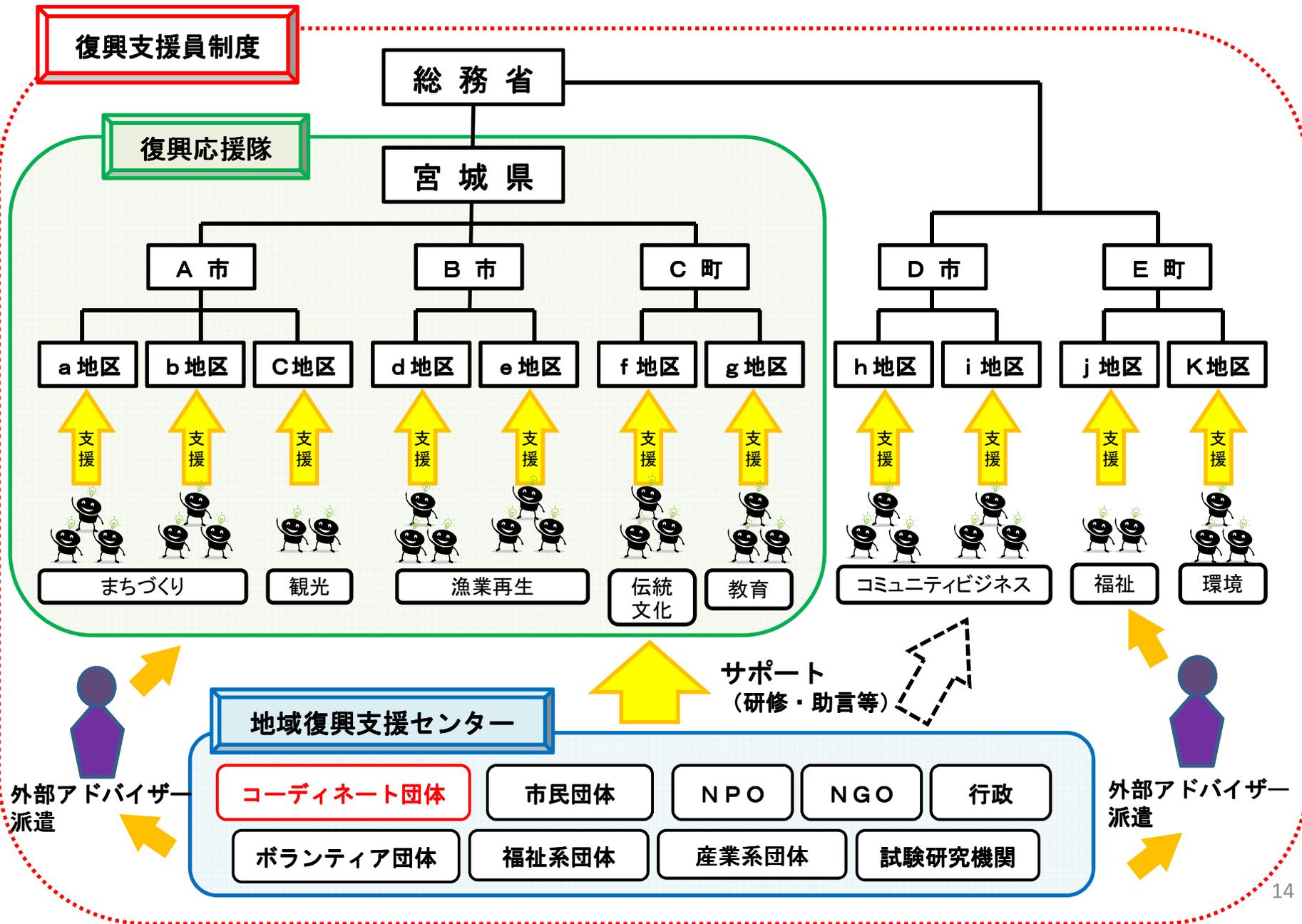
復興支援員を設置する地方公共団体に対し特別交付税措置(支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)[※]

+活動費(必要額)を措置) ※参考:地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネージメント面で地方公共団体をサポート



「復興支援員」制度を活用した被災地の地域づくり支援策全体イメージ



〈要素3〉

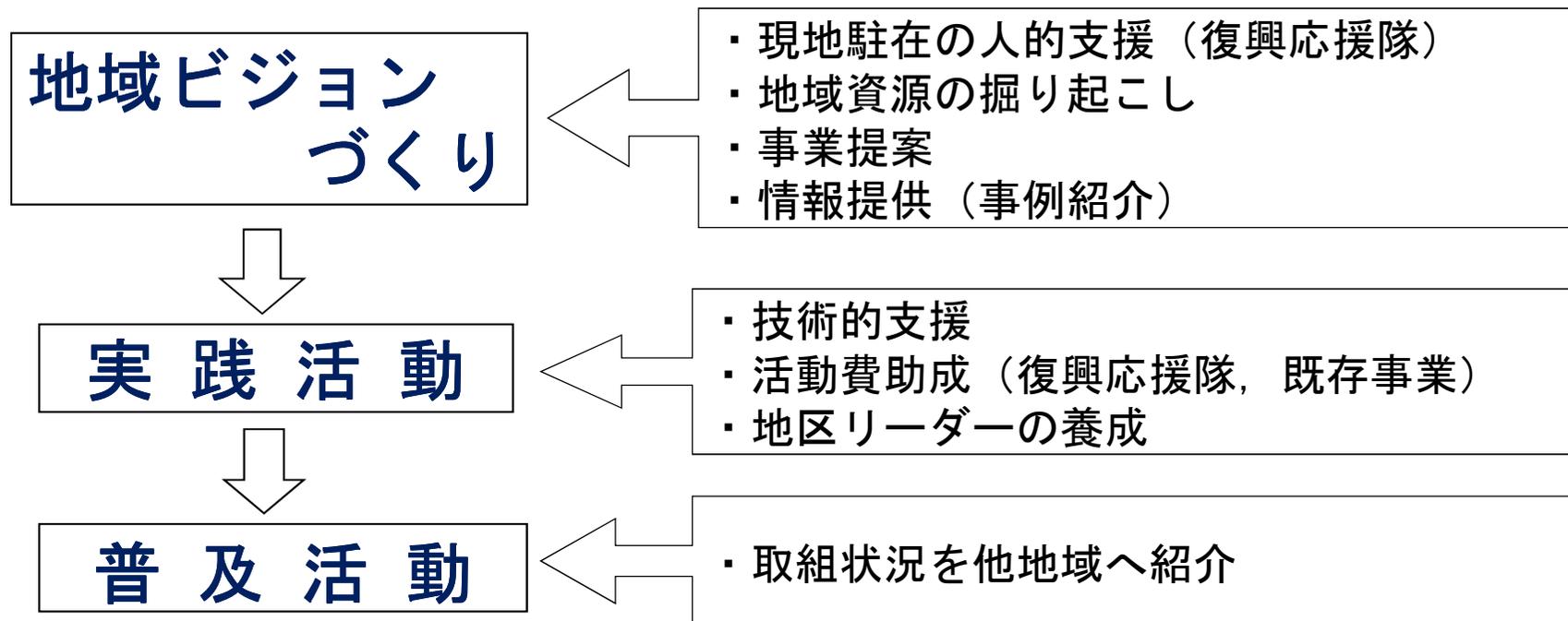
地域創生支援チームの設置

東日本大震災により被災した地域で、新たな再生を図ろうとする動きを直接支援し、現場のニーズを復興支援策へ結びつけるため「地域創生支援チーム」を結成する。

○目的

被災した地域において、住民自らが主体となり、地域資源を活かした、新たな再生を図ろうとする動きについて、地域ビジョンづくりや実践活動を支援する。

○支援内容



地域創生支援チームの設置

○支援チームの構成

地区ごとに、下記の所属職員により5～6名で構成。

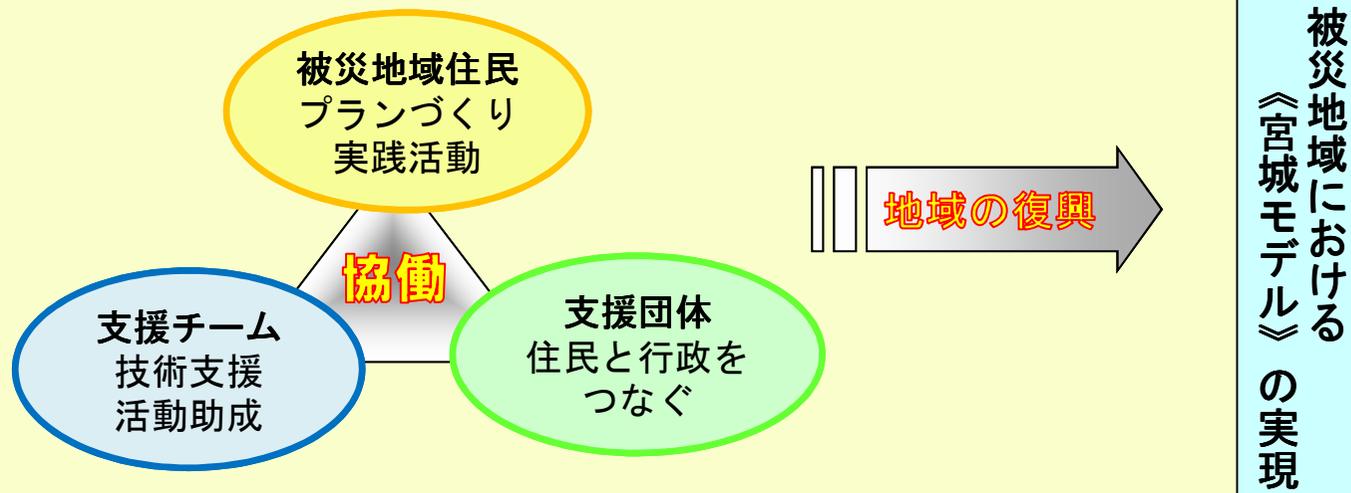
- ・ 関係市町村（担当課）
- ・ 県（地域復興支援課）
- ・ 地域復興支援センター

※チーム内のルール

- ・ 活動の主役は地域住民 [動きやすい環境づくり重視]
- ・ お互いの立場を理解 [批判しない, 対立しない]
- ・ できることからやる [無理せず積み重ねる]

○地区の設定

復興応援隊設置事業実施地区から、市町村の推薦により設定



復旧・復興には、
着実に、地域の実情に応じて柔軟に、
そして、スピーディに対応していくことが求められる。

復興が遅れると…
人口の流出や
地域コミュニティの崩壊
の危険性

被災自治体に対し
与えられる

財源

権限

により

新しい制度設計や思い切った手法
(特区制度・規制緩和等)

ふるさと宮城の
再生とさらなる発展



東北の復興で 日本経済の再生を！

震災から一年が過ぎ、これまで復旧・復興の取組を進めてこられたのは、国内外の皆様からの温かい御支援のおかげです。

みやぎの再生とさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続き御支援・御協力をよろしく申し上げます。



気仙沼みなとまつり



松島の島々(大高森から)

